

一般社団法人社会情報学会の会費等の金額に関する規程

2012年3月4日

制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人社会情報学会定款第22条第1項第5号の規定に基づいて、一般社団法人社会情報学会の会費等の金額を定めるものとする。

(会費等の金額)

第2条 会員（名誉会員を除く。以下同じ。）の会費等の金額は、次の各号に掲げる会員の種別に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 正会員 年額 10,000 円
- 二 学生会員 年額 5,000 円
- 三 団体会費 年額 50,000 円に申込口数を乗じた金額
- 四 賛助会員 年額 30,000 円に申込口数を乗じた金額

2 正会員のうち大学院博士後期課程（博士後期課程に相当する課程を含む。以下同じ。）に在籍している者は、会費の減額を申請することができる。減額申請が認められた場合、会費は年額 5,000 円とする。

(本規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が発議し、社員総会において行う。

附則

1. この規程は2012年3月4日に施行する。

一般社団法人社会情報学会の会費等の金額に関する規程の解説

1. この規程は、会員の会費の金額等に関する決まりです。定款第22条第1項第5号の規定に基づく社員総会の決議を文書化したものです。
2. 第2条は、会員の会費の金額に関する規定です。会員の会費の金額は、定款第6条の本学会の会員種別（正会員、学生会員、団体会員、賛助会員の4種類）ごとに決めています。名誉会員は、定款第8条第2項で会費はいりません。
会費の金額は、正会員は年額1万円、学生会員は年額5千円、団体会員は年額5万円×申込口数、賛助会員は年額3万円×申込口数です。
3. 第3条は改廃規定です。会費の金額は、社員総会の決議事項ですから、その改廃は会長が理事会の議を経て発議し、社員総会の決議により行うことを規定します。
4. 附則は、この規程の施行日を規定します。施行日は制定日と同じく2012年3月4日です。